

議第 7 号議案

東大和市補聴器購入費助成条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 2 日

提出者

東大和市議会議員 尾 崎 利 一

〃 上 林 真佐恵

〃 中 野 志乃夫

東大和市補聴器購入費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、聴力に課題のある市民に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、家庭や地域、社会との関わりの中でいきいきと活動できるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補聴器相談医 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会補聴器キーパーソンおよび日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会補聴器相談医規則第3条に基づき日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会から補聴器相談医として委嘱を受けた者をいう。
- (2) 認定補聴器専門店 認定補聴器専門店業務運営基準に基づき公益財団法人テクノエイド協会が認定補聴器専門店登録簿に登録し、認定証書を交付している補聴器販売店をいう。
- (3) 管理医療機器 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第6項に規定する、副作用又は機能の障がいが生じた場合において人の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定する医療機器をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 東大和市内に住所を有する満18歳以上の者であること。
- (2) 第5条の規定による申請をしようとする日の属する年度において、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号イ（二）に規定する合計所得金額が210万円未満であること。この場合において、申請月が4月から6月までである場合にあっては前年度の、申請月が7月から翌年3月までである場合にあっては当該年度の合計所得金額を対象とする。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項の規定に基づく、補聴器に対する補装具費の支給を受けられない者であること。
- (4) 第5条の規定による申請をしようとする日から過去5年間に、この条例による助成を受けていないこと。

(5) 補聴器相談医（以下「相談医」という。）による聴力検査において補聴器の必要性を認められる者であること。この場合において、助成の対象となる聴力の基準は、次のいずれかに該当することとする。

ア 補聴器を装用する側の平均聴力レベルが40dB以上であること。

イ 補聴器を装用する側の平均聴力レベルが40dB未満で、相談医が補聴器の装用について必要である理由を明記していること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認める者を対象者とすることができる。

（助成額等）

第4条 助成の対象となる補聴器は、対象者1人につき、左右いずれかの耳又は両耳に装用する補聴器本体（ただし、管理医療機器として認定された製品に限る。）1台とする。

2 助成額は、前項に掲げる補聴器について対象者が支払う費用の2分の1とし、その額は4万円を上限とする。

（助成の申請等）

第5条 この条例による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成を受けようとする補聴器を購入する前に、市長に申請しなければならない。

（助成の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否について申請者に通知するものとする。

（補聴器の購入）

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成の対象となる補聴器を認定補聴器専門店において購入するものとする。

（変更事項の申出）

第8条 交付決定者は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに市長にその旨を申し出なければならない。

（辞退の届出）

第9条 交付決定者又はその親族等は、助成を辞退する場合は、市長に届け出なければならない。

（請求及び交付）

第10条 交付決定者が補聴器を購入したときは、当該補聴器を販売した認定補聴器専門店等が助成額について市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、当該請求に係る書類を審査の上、適当と認めたときは速やかに助成金を支払うものとする。

(助成決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、既に交付した助成金がある場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさないことが明らかとなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段によって交付決定を受けたとき。
- (3) 第9条に規定する辞退の届出をしたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定者に通知するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。